

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月11日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社三菱UFJ銀行
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	(050)3612-0942(代表)
【事務連絡者氏名】	リテール・デジタル企画部次長 深津俊介
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社三菱UFJ銀行をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ウェルスナビ株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとし、
- (注10) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者又は対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びそれら関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注11) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー、並びに公開買付代理人(それらの関係者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e - 5 (b)の要件に従い、対象者株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関係者の英文ウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年12月2日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2024年12月2日付公開買付開始公告につきまして、金融庁長官から2024年12月10日付で銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。)第16条の2第4項及び第52条の23第3項に基づく認可を取得したことから、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1 【公開買付要項】

#### 6 【株券等の取得に関する許可等】

##### (2) 【根拠法令】

(訂正前)

銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第16条の2第4項

公開買付者は、銀行法第2条第1項で定義される銀行であり、対象者は、銀行法第16条の2第1項第15号に該当するため、本公開買付けによる対象者の株式取得(以下「本株式取得」といいます。)については、公開買付者が、同法第16条の2第4項により、あらかじめ金融庁長官の認可(以下「本認可」といいます。)を受けることが必要となります。

公開買付者は、金融庁長官に対して、本株式取得に関して、既に金融庁長官に対する事前相談は行っておりますが、手続上は、本公開買付けの開始以後、速やかに金融庁長官に対し、本認可の正式申請を行う予定です。なお、金融庁長官から本認可を取得した場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

銀行法第52条の23第3項

公開買付者の親会社であるMUFJは、銀行法第2条第13項で定義される銀行持株会社であり、対象者は、銀行法第52条の23第1項第14号に該当するため、本株式取得については、MUFJが、同法第52条の23第3項により、あらかじめ金融庁長官の認可(以下「本認可」といいます。)を受けることが必要となります。

MUFJは、金融庁長官に対して、本株式取得に関して、既に金融庁長官に対する事前相談は行っておりますが、手続上は、本公開買付けの開始以後、速やかに金融庁長官に対し、本認可の正式申請を行う予定です。なお、MUFJが金融庁長官から本認可を取得した場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第16条の2第4項

公開買付者は、銀行法第2条第1項で定義される銀行であり、対象者は、銀行法第16条の2第1項第15号に該当するため、本公開買付けによる対象者の株式取得(以下「本株式取得」といいます。)については、公開買付者が、同法第16条の2第4項により、あらかじめ金融庁長官の認可(以下「本認可」といいます。)を受けることが必要となります。

公開買付者は、金融庁長官に対して、本株式取得に関する本認可の申請を行い、2024年12月10日付で、本認可を取得しております。なお、本認可には公開買付者が同意できない条件(銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。以下同じです。)は付されておられません。

銀行法第52条の23第3項

公開買付者の親会社であるMUFJは、銀行法第2条第13項で定義される銀行持株会社であり、対象者は、銀行法第52条の23第1項第14号に該当するため、本株式取得については、MUFJが、同法第52条の23第3項により、あらかじめ金融庁長官の認可(以下「本認可」といいます。)を受けることが必要となります。

MUFJは、金融庁長官に対して、本株式取得に関する本認可の申請を行い、2024年12月10日付で、本認可を取得しております。なお、本認可には公開買付者が同意できない条件は付されておられません。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

銀行法第16条の2第4項

許可等の日付 2024年12月10日

許可等の番号 金監督第3384号

銀行法第52条の23第3項

許可等の日付 2024年12月10日

許可等の番号 金監督第3385号

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至又及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁長官から、本認可又は本認可(以下「本認可」と総称します。)のいずれかを受けることができなかつた場合、金融庁長官から本認可を受けたものの、本認可に公開買付者が同意できない条件(銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかつた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至又及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

## 公開買付届出書の添付書類

### (1) 2024年12月2日付公開買付開始公告

#### 2. 公開買付けの内容

##### (11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

##### (訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至又及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又に定める「イからりまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁長官から、銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第16条の2第4項による認可又は銀行法第52条の23第3項による認可(以下「本認可」と総称します。)のいずれかを受けることができなかった場合、金融庁長官から本認可を受けたものの、本認可に公開買付者が同意できない条件(銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

##### (訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至又及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又に定める「イからりまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

銀行法第16条の2第4項及び第52条の23第3項に基づき、2024年12月10日付で金融庁長官から本認可及び本認可を取得したため、府令第13条第1項第9号の規定による書面として、金融庁長官から受領した同日付の認可証を本書に添付いたします。